

令和8年度小学校スクールカウンセラー募集案内

職種	小学校スクールカウンセラー
応募資格	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認心理師の資格を有する者 2. 臨床心理士の資格を有する者 3. 児童生徒等の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者 4. その他、本市で適当と認めた者 (心理学やその近接領域の学科等を専攻し、大学を卒業もしくは大学院を修了したもので、臨床心理に関する業務について、5年以上の経験を有する者)
職務内容	<p>派遣校の校長等の指揮監督の下に、概ね次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の理解と対応等に関する教職員に対する助言・援助 2. 児童・保護者とのカウンセリング 3. その他、各学校において適当と認められるもの
報酬	時給5,000円
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで（勤務状況等により更新あり）
勤務時間	週1回（年間36回） 1回につき7時間45分 を予定。
勤務地	宇都宮市内小学校
採用人数	若干名
選考方法	<p>試験方法：1次選考：書類審査（履歴書） 2次選考：面接</p> <p>2次選考（面接）日時：1月26日（月）～30日（金） 9時～17時</p> <p>※1次選考の結果及び2次選考（面接）試験時間の詳細については、受験者本人あてに別途連絡します。</p> <p>試験会場：宇都宮市教育センター</p>
申込	<p>履歴書（市販の書式可。顔写真を添付。封書にS C希望と明記のこと）、返信用封筒（長3形 12.0cm×23.5cm）1通 (※郵便番号、あて先を明記し、110円切手を貼付する。)</p> <p>宇都宮市教育センターまで、直接または、郵送にて提出すること。</p> <p>申込締切日：令和8年1月20日（火曜日）必着</p>
問合せ先	<p>宇都宮市教育センター 〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-24 電話 028-639-4380（担当：高山）</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">・ 1回の勤務において、複数の派遣校を御自身で移動していただく場合があります。・ 予算の議決等の理由により、募集する職が設置されない場合や職が廃止された場合等は任用されないことがあります。・ 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは、合格・採用を取り消すことがあります。・ 履歴書は返却いたしません。・ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。・ このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、同様に面接時等に確認することができます。 <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
-----	---

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの